

# 報道資料

令和6年3月27日

1 件 名	山口市インバウンド受入環境整備支援補助金の創設について
2 内 容	
	<p>本市では、米ニューヨーク・タイムズ紙の「2024年に行くべき52カ所」に選出されたことを契機として、国内外から本市を訪れる観光客の皆様を受け入れるためのおもてなし環境整備に取り組んでいます。</p> <p>この度、こうした取組の一環として、訪日外国人旅行者の滞在時の利便性及び満足度の向上を図り、観光地としての魅力向上につなげるため、市内事業者を対象とした、訪日外国人旅行者の受入環境整備に係る費用の一部を補助する「山口市インバウンド受入環境整備支援補助金」を創設します。</p> <p>(1) 補助対象者</p> <p>山口市内に以下の施設を所有する中小企業者</p> <p>① 観光施設 ② 宿泊施設 ③ 飲食施設 ④ 小売業</p> <p>※本市に所在する施設であること</p> <p>※本市を訪れる訪日外国人旅行者が利用できる施設であること</p> <p>(2) 補助対象事業及び補助対象経費</p> <p>令和6年4月1日から令和6年12月31日までに取り組む以下の事業及び経費</p> <p>① 多言語対応に取り組む事業</p> <p>多言語対応するために必要な以下の経費</p> <p>ア. 音声翻訳機器購入費用</p> <p>イ. 外国語及びピクトグラムで表記した案内看板、その他の案内表示の設置に要する費用</p> <p>ウ. 外国語で表記した案内パンフレット、その他外国語で表記した冊子等の作成費用</p> <p>エ. 商品メニュー表の多言語化に要する費用</p> <p>オ. ホームページの多言語化に要する費用</p> <p>② キャッシュレス決済に取り組む事業</p> <p>クレジットカード決済可能なキャッシュレス決済機器本体を新規に導入するために必要な以下の経費</p> <p>ア. キャッシュレス決済機器（カードリーダー、プリンター、タブレット端末等の周辺機器を含む。）の導入に要する費用</p> <p>イ. キャッシュレス決済機器の導入に必要なインターネット環境の整備に係る費用</p>



山口市

(3) 補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：10万円

※申請は、1事業者につき1回限り

(4) 募集期間

令和6年4月1日(月)～令和6年6月30日(日)

(5) 申請方法

申請書類を郵送にて、山口商工会議所に提出(追跡可能な方法で送付)

※詳細につきましては、別添「募集ちらし」をご覧ください。

3 実施主体	山口市
運営主体	山口商工会議所

4 問い合わせ	【制度に関する問い合わせ】 交流創造部観光交流課 TEL 083-934-2810
	【申請に関する問い合わせ・提出先】 山口商工会議所 企画推進部 〒753-0086 山口市中市町1番10号 TEL:083-925-2300 FAX:083-921-1555

# 令和6年度 山口市インバウンド受入環境整備支援補助金

山口市内事業者を対象に、訪日外国人旅行者の滞在時の利便性及び満足度の向上に寄与する受入環境整備に係る経費の一部を補助し、観光地としての魅力向上を図ることを目的としています。

**補助対象者** 山口市内に以下の施設を所有する中小企業者  
(1)観光施設 (2)宿泊施設 (3)飲食施設 (4)小売業  
※本市に所在する施設であること  
※本市を訪れる訪日外国人旅行者が利用できる施設であること  
※各施設の詳細は、本補助金の募集要領をご確認ください

**募集期間** 令和6年4月1日(月)～6月30日(日)  
※申請は同一年度で1事業者につき1回限り、予算額に達し次第終了

**対象事業  
対象経費**

**【1】多言語対応に取り組む事業**  
多言語対応するために必要な以下の経費  
(1)音声翻訳機器購入費用  
(2)外国語及びピクトグラムで表記した案内看板、その他の案内表示の設置に要する費用  
(3)外国語で表記した案内パンフレットその他外国語で表記した冊子等の作成費用  
(4)商品メニュー表の多言語化に要する費用  
(5)ホームページの多言語化に要する費用

**【2】キャッシュレス決済に取り組む事業**  
クレジットカード決済可能なキャッシュレス決済機器本体を新規に導入するために必要な以下の経費  
(1)キャッシュレス決済機器(カードリーダー、プリンター、タブレット端末等の周辺機器を含む。)の導入に要する費用  
(2)キャッシュレス決済機器の導入に必要なインターネット環境の整備に係る費用

**補助率及び  
補助額**

事業	補助率	補助上限額
多言語対応に取り組む事業	補助対象経費 (税抜)の 2分の1	10万円
キャッシュレス決済に取り組む事業		

申請に関するお問い合わせは下記までご連絡ください。

TEL **083-925-2300** FAX:083-921-1555

※お電話によるお問い合わせは平日の9:00～17:00になります。

〒753-0086 山口市中市町1番10号  
山口商工会議所 企画推進部



詳細は、  
ウェブサイトを  
ご覧ください

## 補助要件

- ・(1)～(4)すべてに該当する事業者
- (1) 山口市内の事務所又は店舗で事業を営む中小企業者。
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと。

## 対象経費

・本補助金の交付決定を受けた日から着手して、事業が完了する日(令和6年12月31日)までを対象とし、補助対象事業は納品及び支払までを当該期間に完了する必要がある。

※ただし、令和6年4月1日以降に発注したものについては、山口商工会議所が補助事業の遂行上、特に必要と認めた場合に限り、準備行為として補助対象とすることができる。

### 【対象とならない経費】

- ・国、県、市等で交付を受けた対象経費(対象経費が重複していなければ併用は可能)
- ・人件費、食材費、不動産購入費、施設の新設・増築・取得、施設の保守管理費、水道光熱費、家賃(保証金・共益費・地代含む)、リース代、保険料、交際費(飲食・接待)、公租公課、当該補助制度の目的と整合性がない経費 等

## 提出資料

・下記の(1)～(7)の書類をすべて提出してください。申請様式は、山口市・山口商工会議所のウェブサイトからダウンロードすることができます。

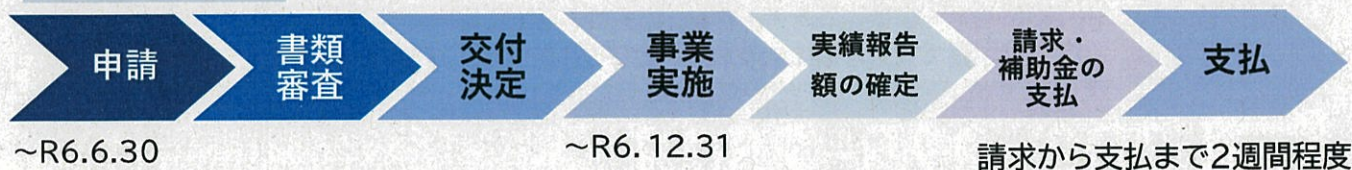
- (1) 山口市インバウンド受入環境整備支援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(別紙1)
- (3) 収支予算書(別紙2)
- (4) 登記事項証明書又はこれに代わるもの  
(個人事業者の場合は、直近の確定申告書及び写真付身分証明書)の写し
- (5) 事業実施の内容や見積書等の金額が分かる資料(工事を伴う場合は工事前の写真が必要)
- (6) 本市が発行する市税の滞納の無いことの証明(申請日前3か月以内に発行されたもの)
- (7) (1)～(6)までに掲げるもののほか、市長又は山口商工会議所が必要と認める書類

## 提出先

提出方法は、郵送となります(追跡可能な方法で送付)  
〒753-0086 山口市中市町1番10号  
山口商工会議所 企画推進部 宛



## 申請の流れ



※詳細については、「【令和6年度】山口市インバウンド受入環境整備支援補助金 募集要領」をご覧ください。